懲戒処分の公表

令和5年6月23日

豊橋市長 浅 井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	豊橋市民病院 看護局
職種又は職務の級	看護師
年齢	28 歳
性別	女
処分内容	減給 10分の1 1月
処分理由(事案概要)	
(概要) 令和4年8月1日(月)午後10時15分頃、帰宅のため自動車を 運転中、神野新田町地内の路上で安全運転義務違反により歩行者 との衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせた。	
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第 3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に 該当。	
処分年月日	令和 5 年 6 月 23 日